

令和2年7月吉日

ご利用者様 各位

社会福祉法人幸星会
特別養護老人ホーム次郎丸の里
施設長 川上徳高

介護職員特定処遇改善加算Ⅱ算定のお知らせ

拝啓

初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、社会福祉法人幸星会の運営する次郎丸の里では、令和2年5月ご利用分（お客様のご負担は7月分利用料からになります。）より、介護職員特定処遇改善加算Ⅱを算定することになりました。従来の処遇改善加算Ⅱに加え、キャリア（経験・技能）のある介護職員に対し、更なる処遇改善を行うというものでございます。

同制度は長く勤めること、キャリアアップすることで、福祉・介護職員の職場定着を図り、ご利用者様にとりましても、安定したサービスの供給につなげられるように創設された制度です。

次郎丸の里では、介護職員特定処遇改善加算Ⅱの取得に関しまして下記の職場環境要件等に取り組んでまいります。

資質の向上

- （1）働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援。
- （2）各種研修の受講支援、キャリア段位制度と人事考課との連動。

労働環境・処遇の改善

- （1）健康診断、心の健康等の健康管理面の強化等。
- （2）職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。

その他

- （1）中途採用者に特化した人事制度の確立。
- （2）働きやすい職場環境構築や勤務シフトの配慮。
- （3）能力開発助成制度等実施し、適切な専門的スキルを身につけられるよう育成を図ります。

介護職員特定処遇改善加算Ⅱ算定に当たり、ご利用者様には従来のご利用料金のほかに、以下に記載しました、現行の所定単位数の2.3%のご負担増になりますことをご了承いただきたく存じます。

介護職員処遇改善加算自己負担金の計算式を下におしるし致しますので、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

介護職員処遇改善加算Ⅰ・介護職員特定処遇改善加算Ⅱ 自己負担金計算式

特別養護老人ホーム (所定単位数+各種加算)×加算率(8.3%/2.3%)×福岡市地域単価 (甲地/10,45円)×自己負担(1割・2割・3割)	現行	改定後
介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.3%	8.3%
介護職員特定処遇改善加算Ⅱ		2.3%

以上、よろしくようお願い申し上げます。